政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の事前確認について

(令和2年12月7日団長会決定)

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、領収書 その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)について、年度の途中に議長 による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化する ことに向けて、令和3年度から次のとおり試行する。

(事前確認の実施方法)

1 証拠書類等の提示時期

会派及び議員は、証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ 提示するものとする。

なお、これは、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

- 4月~6月支出分→7月末日まで
- 7月~9月支出分→10月末日まで
- 10月~12月支出分→1月末日まで
- 1月~2月支出分→3月15日まで
- 3 月 支 出 分 → 4月10日まで

2 事前確認の主な内容

議長は、主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲 (政務活動に要する経費)に適合しているか」及び「添付書類の不足はない か」等について確認することとする。

事前確認の結果、議長が修正、書類の追加が必要であると認めた場合は、 会派及び議員は、修正等を行い、再提示する。

事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行う。